

中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業 専門家派遣の詳細

専門家派遣についての詳細は以下のとおりです。

【対象】

専門家派遣の対象は中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業にエントリーした事業者及びモデル事業者として採択された事業者です。

【事業の実施場所】

本事業の実施場所は、中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業助成金交付要綱（令和5年5月18日付5都環公地温第804号。以下「助成金交付要綱」という。）第5条に定めるとおりです。

【実施の決定】

専門家派遣の実施については、公社が支援対象事業者への支援の必要性等を判断し、決定します。

【専門家の資格要件】

- 1 専門家は、次の各号の全てを満たす者とします。
 - (1) 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者として登録している者
 - (2) エネルギー管理士の資格を有する者
 - (3) 省エネルギー診断業務（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）22-1に掲げる判断の基準を満たす省エネルギー診断の業務をいう。）又はこれに類する業務の経験が3年以上ある者

- 2 専門家は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。
 - (1) 支援対象事業者の4親等以内の親族である者
 - (2) 支援対象事業者の子会社又は親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第2条1項3号及び4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍する者又はその企業を所有する者
 - (3) 支援対象事業者との間に現在、過去において指導契約を締結している者
 - (4) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者等又は暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求等を行う者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）
 - (5) 反社会的勢力に資金提供若しくはそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与している者
 - (6) 反社会的勢力と交流を持っている者

【専門家への依頼】

専門家の役割は以下のとおりとします。

(1) エントリー派遣

- ア 会社が派遣決定した事業者との日程調整
- イ 現地調査及び排出削減計画作成に係る支援
- ウ 専門家派遣支援レポート作成
- エ その他、上記に付随して事業実施に必要な業務

(2) 伴走型派遣

- ア 会社が派遣決定した事業者との日程調整
- イ 排出削減計画の策定、設備投資等に係る支援
- ウ クレジットの売り出し、購入に必要な支援
- エ 専門家派遣支援レポート作成
- オ その他、上記に付随して事業実施に必要な業務

【派遣の中止】

支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、支援を中止します。

- (1) 支援対象事業者が支援の受入れを拒否したとき
- (2) 支援対象事業者が会社更生法に基づく手続、民事再生法に基づく手続又は破産法に基づく手続若しくはこれに準ずる手続等を開始したとき
- (3) 支援対象事業者が第2条の対象要件を満たさなくなったとき
- (4) その他、会社が支援の継続が困難であると判断したとき

【費用】

専門家派遣において、支援対象事業者の費用負担は発生しません。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中及び終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること